

新潟県セーリング連盟 寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、新潟県セーリング連盟（以下「連盟」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 連盟が受領する寄付金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者から用途が特定されていない寄付金
 - (2) 特定寄付金 用途が特定された次に掲げる寄付金
 - ① 寄付者から用途が特定された寄付金
 - ② 連盟があらかじめ用途を特定して募集する寄付金
- 2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権が含まれるものとする。

(寄付金の募集)

第3条 寄付金の募集は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般寄付金 連盟は、常時一般寄付金を募ることができるものとし、寄付金 申込書(別紙様式 1)により寄付の申し出を受け付けることとする。
- (2) 特定寄付金
 - ① 寄付者から用途が特定される寄付金は、寄付金申込書（別紙様式 2）により寄付の申し出を受け付けることとする。
 - ② 連盟が、特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次条に規定する用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下、「募金趣意書」とする。）を理事会に提出し、承認を得なければならない。

(寄付受入の制限)

第4条 寄付金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するとき
- (2) 連盟の業務遂行上支障があると認められるとき
- (3) 連盟が受け入れるときに、社会通念上不相当と認められるとき
- (4) 反社会的勢力に係るものからの寄付と認められるとき

(募金趣意書等の交付)

第 5 条 連盟が特定寄付金を募集するときは、募金趣意書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、連盟ホームページにおいて募金趣意書を公開することで事前交付に代えることができる。

(受領書等の送付)

第 6 条 寄付金を受領したときは、遅滞なく受領書、礼状を寄付者に送付するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第 7 条 連盟は、特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。

2 前項にかかわらず、連盟ホームページにおいて収支決算書及び報告書を公開することで報告書の交付に代えることができる。

(個人情報の保護)

第 8 条 寄付金に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 1. この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県セーリング連盟 宛

寄付金申込書

年 月 日

寄付金額：金 _____ 円也

※上記寄付金については、新潟県セーリング連盟が定める寄付金取扱規程に基づき
使用されることに同意します。

(〒 -)

ご住所 _____

お名前 (団体名) _____

代表者お名前 (役職) _____

※受領書宛先名への代表者名の記載について (**希望する** ・ **希望しない**)

※ご寄付頂いた団体のお名前を事業報告書やHP等へ掲載することについて○印でお示してください。

(**掲載を希望する** ・ **希望しない**)

(銀行振込先) 振込口座：第四北越銀行 古町中央支店 普通 1359596

口座名：新潟県セーリング連盟 会計 鈴木智之

新潟県セーリング連盟 宛

寄付金申込書

年 月 日

寄付金額：金 _____ 円也

寄付金使途： _____

※本寄付金について、使途を上記の通り特定します。

※上記寄付金については、新潟県セーリング連盟が定める寄付金取扱規程に基づき
使用されることに同意します。

(〒 -)

ご住所 _____

お名前 (団体名) _____

代表者お名前 (役職) _____

※受領書宛先名への代表者名の記載について (希望する ・ 希望しない)

※ご寄付頂いた団体のお名前を事業報告書やHP等へ掲載することについて○印でお示ください。

(掲載を希望する ・ 希望しない)

(銀行振込先) 振込口座：第四北越銀行 古町中央支店 普通 1359596

口座名：新潟県セーリング連盟 会計 鈴木智之